

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 5 日現在

機関番号：64303

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26884078

研究課題名(和文) 中世の流通経済と渡来銭受容の影響

研究課題名(英文) The distribution and Acceptance of Chinese Coin in the Medieval Japan.

研究代表者

伊藤 啓介 (ITOU, Keisuke)

総合地球環境学研究所・研究部・プロジェクト研究員

研究者番号：10733933

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、「渡来銭の流通が社会にどのような影響を与えたのか」を明らかにする。中世手形文書は、11世紀に切符系文書として登場し、12世紀末の渡来銭流入開始を経て、13世紀に替銭が登場し、渡来銭が一般化する14世紀初頭に割符が登場する。それぞれの時期ごとの中世手形文書の信用の源泉を比較すると、切符系文書が財政的制度に、預かり手形系文書が荘園領主の家政機関に支えられていたが、渡来銭受容が一般化した後の割符では、商人たちの商業的利益がその信用を支えるようになってきた。渡来銭の受容は日本社会における商業流通を活発化させたのである。

研究成果の概要(英文)：In this study was to clarify "whether the distribution of the Chinese Coin gave what impact on Japanese society." Medieval-times note document was appeared as a "切符" system in the 11th century. After a start of the distribution of Chinese Coin the end of the 12th century, "替銭" document appeared custody in the 13th century. In the early 14th century to generalize brought over Chinese Coin, "割符" document appeared. When the trust of the medieval-times note document for every time is compared, a "切符" system document is a custody note system sentence to a financial system. "替銭" system was supported by the Home Economics institution of lord of the manor. But after the Chinese Coin has been generalized, traders of commercial interests is supporting the credit of "割符". Acceptance of Chinese Coin was activated commercial distribution in the Japanese society.

研究分野：日本史

キーワード：貨幣史 流通史 中世手形文書 貨幣論 中世信用論

1. 研究開始当初の背景

(1) 中世日本においては、政府は独自貨幣を発行せず、中国銭を中心とした渡来銭が流通していた。12～14世紀にかけておこったその受容の画期は、段階的に中国の貨幣流通状況から説明されている。

(2) 受容の画期は重要だが、論点がそこに集中し、肝心の渡来銭受容の与えた影響と、日本の流通経済や社会との関係の検討が置き去りにされてしまっているのは問題である。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、「日本社会が渡来銭をなぜ受容したのか」を明らかにするための前段階として、研究史上の空白となっている「渡来銭の流通が社会にどのような影響を与えたのか」を明らかにすることをめざす。

(2) そもそも渡来銭の流通が本格化した13世紀半ばから14世紀半ばにかけては、日本の流通経済が大きく拡大した時代とされている。そういった社会の変化と渡来銭流通の関係を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 中世貨幣経済の変化の指標として、信用貨幣である中世手形文書の変化に注目する。中世手形文書は、11世紀に切符系文書として登場し、12世紀末の渡来銭流入開始を経て、13世紀に預かり手形系文書が、14世紀初頭に為替手形系文書としての割符が登場する。まず、それぞれの時期ごとの中世手形文書の信用の源泉を明らかにする。

(2) こうして明らかになった中世手形の時期ごとの信用の源泉を、それぞれ比較する。信用の源泉の在り方は、信用の在り方の時期的な変化を語るとともに、商業者・金融業者の態様の変化もしてくれる。このようにしてわかってくる中世の時代ごとの商業者・金融業者の変化の様子を、貨幣経済の変化、具体的には渡来銭流通の進展と比較することで、渡来銭流通が流通経済、ひいては中世社会に与えた変化の関係が明らかにできる。

4. 研究成果

(1) まず、最初にあらわれる中世手形である切符系文書に注目した。切符系文書は11世紀に東大寺がその封戸物を地方の国衙から回収する際に発行された仮納返抄・催牒が多く残っている。仮納返抄・催牒を国衙に持参した東大寺使たちは、封戸物を受け取ったその証拠として国衙に仮納返抄・催牒を渡す。国衙の側はそれを国司交代のときにまとめて東大寺に提出、東大寺はその内容を確認して国司に「惣返抄」を交付する。その「惣返抄」をもとに現在の会計監査にあたる「勘会」をクリアして、国司の任務が終了することに

なる。すなわち、一定の量の封戸物支払の証明となる仮納返抄・催牒がそろわないと、国家の財政監査を通過できないということとなる。つまり国衙は、財政制度上、仮納返抄・催牒を入手する必要があるため、それらを決済する、ということになる。とすると11世紀の切符系文書の信用を支えていたのはなんなのであろうか。それは国家の財政監査制度、ということになる。

(2) 次に現れる手形は替銭である。替銭は13世紀ころから史料上に現れる。替銭の史料には、単純に「替銭」を利用したという記述しかないものや、言葉たらずでその背景となる資金使途や、支払人の素性、さらには発行者と支払人との関係などがはっきりとはわからない史料が多く、先にふれた仮納返抄・催牒や、後で触れる割符よりも検討はかならずしも進んでいるとはいえない。ここではそういった「替銭」の史料のうち、その発給のいきさつや、支払原資、さらにはどのように支払われ(あるいは支払拒否され)たのか、はっきりわかる史料をもとに、その決済原資を検討した。そうすると守護クラスの御家人に貸し付けた替銭を遠隔地所領からの年貢で回収したり、鎌倉での費用を京都の荘園領主から回収したりしている例が確認できた。とすると替銭の決済原資は遠隔地所領から送られてくる(あるいは受取人が現地に移動する例もある)年貢銭など、荘園制にもとづく貢納物、ということになる。とすると替銭の支払人は、全国に散在する所領を保持し、それらを統括する家政機関をもつような荘園領主ということになる。ここでの「荘園領主」には、京都に集住する公家、権門寺院のほかに、鎌倉に集住し、全国に守護職・地頭職をもつような守護クラスの御家人もまた含んで考えられる。まとめると、13世紀に史料上に現れる「替銭」の決済は、全国に散在所領をもつ荘園領主たちの家政機関によって行われるため、その信用もまた、荘園領主の家政機関とその強制力によって担われていた、と考えられる。

(3) 14世紀になると、割符が現れる。割符の決済原資が割符発行者である流通業者・商業者たちの交易の利益であることは既に明らかになっており、その信用の源泉が商業的利益によって支えられていることがわかる。だが結論はそれだけでよいだろうか。ここではさらに一歩すすめて、割符の信用の構造について考える。具体的には史料からどのような割符が選好されたのか、その基準はどこにおかれたのか、を考えてみる。史料からは、割符を利用して年貢の送金などをおこなおうとしている送金人は、送金の際にいつも利用している割符を選好し、いままで利用したことのない初めての割符は避ける、という傾向をうかがうことができる。「いつも利用している」「初めて利用する」という区別は、

発行者がいつも利用している相手か、初めて利用している相手か、という点にある、とみなされる。いつも利用しているということは、基本的にスムーズに決済されてきた実績があった、と想定できる。つまり割符の信用は決済された実績が重要な判断基準となっていたのである。

(4) だが、割符の信用には、その決済実績による基準だけでは説明できないことがある。まず誰でも思いつくことだが、初めて割符を利用する人にとっては、すべてが初めて利用する割符ということになる。つまりこの基準だけでは、割符の新規利用者は増えないことになり、商慣習として成立しえない。また史料でも初めての割符を決して利用しないというわけではなく、厳しく信用調査を行って利用する例がある、としている。つまり決済実績以外でも、割符の信用を補完するなにか、があるはずなのだ。史料をみると、一通だけを試しに送り決済の可否を確認する例がある。また、割符の決済が拒否された場合には割符の発行者にその費用の請求している例もあり、割符の発行者の財産などが割符の選好基準となっていたことも疑いない。つまり、割符の信用は実績以外にも補完することが可能な構造となっていたということになる。

(5) この割符の信用が、実績基準のほか、それを補完することが可能だったことを前提に史料を読みなおすと、割符の信用が二重の構造になっていたということがわかる。具体的にいうと、史料から、個別の割符の支払拒否が、割符という取引慣習全体の信用を毀損していないことがわかる。個別の割符の支払拒否があっても、信用を失うのはその個別の割符の発行者や支払人とどまり、割符という取引慣習全体の信用は失われていなかった。これは割符の信用が、「商慣習としての割符」全体に対する信用と、個別の「その割符」に対する信用の、二重の構造になっていた、ということを示すのである。では、この信用の二重構造は一体なにを示すのだろうか。

(6) 割符の取引は、催牒・仮納返抄などのようになにかの制度によって裏付けられたものではなく、誰かが法によって定めたものでもない。つまり商慣習にすぎないのであり、割符に対する信用というものは、純粋に割符取引に携わる商業者・流通業者の行動に対する信頼なのである。これは荘園制的なものとは明らかに異質である。割符と同時期に存在する荘園制的な手形文書といえば折紙銭が有名だが、これは支払人と受取人との関係によって決済が期待できたりしなかったりと、信用が変化するものだった。むしろ荘園制的な行動原理としてはこちらのほうこそ違和感がない。だが、割符取引においては、

それと違い、割符を提示してきたものであれば、縁故があるうとなかろうと必ず決済してもらえることが期待できたのである。現代人にとって当たり前である、全く縁故のない他人に対しても誠実であることが必ずしも期待できなかった中世においては、これは驚くべきことである。このような「誰に対しても誠実である」という割符にあらわれた当時の商業者・流通業者たちの姿勢は、ある意味、不特定多数への「信用」を大切にす、近世以降の商人たちの姿勢に通じるのではないだろうか。この姿勢が手形という信用貨幣の世界で最初に立ち現れたということは、ある意味必然でもあるが、貨幣経済の進展をもたらした錢貨流通の発展による大きな社会の変化といえるのである。

(7) 以下、中世手形文書の信用の変化の様子を、貨幣経済の進展と比較する形で時期別にまとめよう。まず11世紀に、国家の財政制度・監査制度に信用を規定された切符系文書が現れる。その後、錢貨流通の拡大とともに、13世紀に遠隔地送金を目的とした替銭の取引が行われるようになる。だがその信用は、荘園領主・守護クラスの御家人といった、全国に散在所領をもつ領主階級の家政機関の存在を源泉としており、信用面ではまだ前代の切符系文書の系統をひくものであった。その後、錢貨流通が一般化したとされる14世紀に入ると、商人個人の実績・財産、それと商人全体に商慣習への信頼によって信用がささえられていた割符が現れることになる。これらの信用の変化は、以下のような流通経済の変化の存在を示唆する。11世紀には国家の財政に基づく物量の輸送が流通の主流であったが、荘園制・鎌倉幕府の成立を経て、13世紀には、全国に散在所領をもつ荘園領主の家政機関が物流を担保するようになり、そして錢貨流通が一般化した14世紀初頭以降は、商人個人としても、階層としての商人としても一定の信用を確保するようになった商人たちが、全国的な物流を担うようになったのである。錢貨流通の一般化により、それ以前の手形文書との間で信用の源泉についてこのような違いがおこっていたことが明らかになった。国家財政、および荘園制に基づく領主の家政機関の信用から、14世紀には商人たちの信用が確立されていることがわかる。これが渡来錢流通のみによりもたらされたとはいわないが、商業の発展と貨幣流通が非常に近接していることは論を俟たないし、すくなくとも、為替・金融や手形という信用貨幣の発展には錢貨流通の発展が影響しているということはいえるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)
現在投稿準備中。

〔学会発表〕(計1件)
伊藤 啓介 「割符の流通と信用 技術としての中世手形文書」日本古文書学会大会, 2015年09月13日, 岡山県 岡山市 就実大学. (本人発表).

6. 研究組織

(1)研究代表者

伊藤 啓介 (ITOU Keisuke)
総合地球環境学研究所・研究部・プロジェクト研究員.

研究者番号 : 10733933